

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R2-指-1	P79	指摘	こども家庭課	<p>【ファミリー・サポート・センター事業】 再委託の取扱いについて ファミリー・サポート・センターの運営を市社協に委託している。 再委託が必要な場合は市の承諾を得て行うべき旨を、委託契約書に追記する必要がある。</p>	措置済 (R4.4)	<p>令和2年度の契約については、令和3年2月1日に委託契約の一部を変更する契約を締結し、再委託が必要な場合は市の承諾を得て行うべき旨を追記した。令和3年度の契約書においても同様の内容を記載し、契約を締結した。</p>
R2-指-2	P81	指摘	こども家庭課	<p>【社会的養護自立支援事業】 年次報告書の未徴取について 社会的養護自立支援事業相談支援業務委託において、受注者から年次報告書が提出されていなかった。 今後は、年次報告書の記載内容を仕様書に明記するなどした上で、確実に徴取する必要がある。</p>	措置済 (R4.10)	<p>これまで受領していた月次の事業実施報告書と作業報告書では、年次報告書とはいえないことから、その記載内容について受注者と協議の上、令和2年度及び3年度においては、業務完了後に受注者が実施した業務内容や件数等が確認できる年次報告書を受領した。 また、令和4年度の当該業務委託契約においては、仕様書に継続支援計画作成の実績、相談、対応件数及び相談支援の実績について記載した年次報告書を提出することを明記した。</p>

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
R2-指-3	P114~ 115	指摘	保育課	<p>【子育て広場事業】 収支決算報告書の検証について</p> <p>事業運営出納帳の作成を義務付け、収支決算書とともに、必要に応じてこの事業運営出納帳を査閲し、支出内容についての質問や領収書との突合を行い、収支決算書との整合性をチェックする必要がある。さらに翌年度の収支予算書は、前年度収支決算をベースに予算建てが行われているかどうかを確認することも必要である。</p>	措置済 (R5.10)	<p>事業運営出納帳については、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則に則り、従前から各園において作成されているが、補助金精算の際の収支決算書との整合性の確認が不十分であった。</p> <p>令和3年度以降の補助金精算にあたっては、収支決算書の支出額について一円単位までの金額を記入するよう指導し、収支決算書の確認の際には、必要に応じて事業運営出納帳や領収書の提出を求め、きめ細やかな確認作業を実施している。</p> <p>また、収支予算書についても、令和3年2月に開催した相模原市私立保育園・認定こども園園長会において、前年度収支決算をベースに予算建てを行うよう周知するとともに、提出された収支予算書の支出内容について、前年度の収支決算をベースに申請されているかを確認し、必要に応じて園に対して予算の内容について聞き取りを行った。</p> <p>今後も、提出された収支予算書や収支決算書の確認の際には、関係書類の提出を求めるなど、金額が正しく記載されていることの確認を徹底する。</p>
R2-指-4	P115	指摘	保育課	<p>【子育て広場事業】 実施状況報告に対するモニタリング及び是正措置について</p> <p>実施状況報告書の提出を受けて、開催回数が基準に満たない場合や参加者人数が極めて少ない報告であった場合には、事業者への意見聴取や関連書類の閲覧などによりその原因を究明し、改善措置を講ずることを指示する必要がある。</p>	措置済 (R4.7)	<p>令和3年4月1日に相模原市子育て広場事業補助金交付要綱を改正し、各施設の実施状況や参加人数を細やかに確認できるように、実施状況の報告時期を「半期ごと」から「四半期ごと」に変更した。</p> <p>また、同年10月及び11月に開催した相模原市私立保育園・認定こども園園長会において、補助金支給基準の確認及び市が施設に対して行う支援について意見交換を行うとともに、12月には各施設の取組状況についてアンケート調査を行い、調査により得られた事業内容や参加者人数確保に関する取組について各施設と情報を共有することにより、開催回数や参加人数の増加に向けた取組を実施した。</p>

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R2-指-5	P116	指摘	保育課	<p>【子育て広場事業】 実施状況報告の記載項目について</p> <p>現在の「子育て広場事業報告」では、園庭開放が補助金の支給基準である最低週1回の開催を満たしているかどうかの検証を行うことができない。事業者が提出する実施状況報告書の様式を見直し、園庭開放の開催日数の記載を加える必要がある。</p>	措置済(R4.7)	<p>令和3年4月1日に相模原市子育て広場事業補助金交付要綱を改正し、園庭開放の補助金支給基準を「原則週1回以上」から「年48回以上」に変更した。</p> <p>また、実施状況報告書にカレンダーを追記し、園庭開放日に印をつけ、開催日、日数を確認できるよう様式を見直した。</p>
R2-指-6	P116	指摘	保育課	<p>【子育て広場事業】 専任職員の就労状況について</p> <p>子育て広場事業に係る専任職員を配置している事業者からは、補助金交付申請時に専任職員配置調書、雇用契約書の提出を受け、年度終了後には、専任職員活動報告書、給与明細及び業務日報の提出を受けている。</p> <p>この業務日報について、具体的な事業の従事内容が未記載であったり、勤怠管理の機能を備えていないことから、就労実態を把握することができていない。業務日報と当月の給与明細の出勤日数が一致していないものもあった。専任職員の業務日報には勤怠状況も記入するものとし、子育て広場事業の従事内容の記載が不十分である場合には、事業者に質問するようなモニタリングが必要である。</p> <p>また、補助金の公益性の観点から、提出を受けた給与明細等に関してはチェックを行い支出内容の検証を実施する必要がある。</p>	措置済(R3.10)	<p>子育て広場事業に係る専任職員の就労状況に関し、年度終了後に給与明細及び業務日報等の提出を受けているが、提出された資料の確認が不十分であり、勤怠状況や具体的な業務内容の記載が十分でないものとなっていた。</p> <p>日報と給与明細の勤務日数が一致していないものについては、園からの聴取により、日報(1日～月末)と給与対象期間のズレによるものと確認した。</p> <p>令和2年度以降、提出を受ける際には担当課において、職員の勤怠状況や具体的な従事内容を記載するよう記載例を示して指導を行い、従事内容等の記載が不十分である場合には適宜、モニタリングを実施することとした。</p> <p>また、提出を受けた給与明細等に関しては、専任職員人件費内訳書により支出の内容を検証するよう見直しを図った。</p>

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R2-指-7	P118	指摘	保育課	<p>【認定保育室補助金】 消費税仕入控除税額報告書の提出について</p> <p>補助金により認定保育室運営経費を支出し、消費税仕入控除税額が確定した場合には、市長に対して速やかに報告し、当該消費税仕入控除税額の全額又は一部を返還するものと定められている。しかしながら、補助事業者からは近年、この消費税仕入控除税額報告書の提出を受けていない。</p> <p>消費税仕入控除税額報告書の提出を補助事業者に通知し、提出の徹底を図る必要がある。</p>	措置済(R4.7)	令和3年度からは、補助事業者に対し、事業完了後に、消費税仕入控除税額の概要をお知らせするとともに、同報告書の提出手続きの周知を行う等、提出の徹底を図っている。
R2-指-8	P121	指摘	保育課	<p>【児童福祉事務運営費】 業務完了報告書の添付書類漏れについて</p> <p>保育士人材確保等推進事業委託においては、受注者は毎月、業務完了報告書に各事業実施に係る資料を添付して市に提出しなければならない。しかしながら、8月の業務完了報告書に事業実施に係る資料が添付されていなかった。</p> <p>業務完了報告書の添付書類を漏れなく提出させる必要がある。</p>	措置済(R3.10)	<p>保育士人材確保等推進事業委託における合同就職説明会・面接会及び就職支援セミナーの内、8月に実施した就職支援セミナーについては、参加者へ配布した資料がなかったことなどから業務完了報告書のみが提出された。担当職員も必要書類の確認を充分せず、そのまま受領していた。事業の実施については、担当職員の実施会場への出張により把握していた。</p> <p>令和2年度に指摘を受け、実施した事業に係る記録の作成と共に、当該事業に係る資料や記録写真等の添付について、事業実施前に委託事業者へ改めて確認し、認識を共有した。また、業務完了報告書受領の際は、担当課において必要な書類漏れが無い複数人で確認することを徹底し、必要書類の添付漏れ防止を図った。</p>

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R2-指-9	P121~122	指摘	保育課	<p>【児童福祉事務運営費】 実施状況報告の未提出について</p> <p>保育士・保育所支援センター事業委託費においては、受注者は、実施状況報告書及び実績報告書を市に提出しなければならない。しかしながら、仕様書に示されている実施状況報告書(別記2、3)が提出されていなかった。</p> <p>受注者に対して、業務完了後速やかに実施状況報告書(別記2、3)を提出させる必要がある。</p>	措置済 (R3.10)	<p>就職支援セミナー・就職相談会及び、出張相談会を実施した場合、実施状況を報告する様式(別記2、3)が仕様書に規定されていたが、実施状況については実績報告書により確認を行っていた。</p> <p>これについては、事業者及び事業を共同で委託する4区市(神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市)も同様に別記2、3の提出を受けておらず実績報告書により確認していた。</p> <p>今後は、別記2、3の書類の提出を受けることとし、これについては、令和2年度1月開催の委託事業者及び5区市からなる担当者会議において、仕様書に従った様式(別記2、3)の提出を期限までに受けることとし、5区市において書類の不足が生じることのないよう確認した。</p>
R2-指-10	P122~123	指摘	保育課	<p>【児童福祉事務運営費】 補助事業等実績調書の記載について</p> <p>保育センター運営費補助金について、平成31年度補助事業等実績調書が提出されている。</p> <p>補助事業等実績調書には所管課が記載する欄が設けられているが、所管課は、補助金等に対する評価として、十分な事業実績と事業成果(公益性、社会貢献度)が確認されるとしているが、このように評価した理由の記載がない。</p> <p>補助金を交付することの妥当性の根拠を明らかにしておくためにも、評価した理由を適切に記載する必要がある。</p>	措置済 (R3.10)	<p>保育センター運営費補助金に係る補助事業等実績調書について、平成31年度補助事業等実績調書の作成に当たり、職員の確認不足により評価理由を記載する欄への記載をしていなかった。</p> <p>平成31年度分の評価理由については、あらためて追記を行い、補助金の支払いに問題が無いことを確認した。</p> <p>同様に令和2年度補助事業等実績調書についても、評価した理由を記載した。</p> <p>今後は、調書作成時に複数人でチェックを行うことにより、再発防止を図っていく。</p>

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R2-指-11	P128~129	指摘	保育課	<p>【幼児教育・保育無償化事業】 代理受領の明確化について</p> <p>施設等利用費請求書には、請求者名(保護者)のほか、振込先口座を記入することとなっている。令和元年度(10月~12月分)の施設等利用費請求書を閲覧したところ、請求者名と振込先口座の口座名義人が異なるものが相当数あった。</p> <p>施設等利用費請求書の振込先口座の口座名義人が請求者名(保護者)と異なる場合は、委任状を徴取するなどして、代理受領について明確にする必要がある。</p>	措置済(R3.9)	施設等利用費請求書の受領にあたっては請求者の本人確認を確実にしており、請求者と口座名義人が異なる振込先を指定する場合の代理受領について明確にするため、請求書に「請求者と振込先の口座名義人が異なる場合は、口座名義人を代理人とし、下記口座への振込をもって請求金の受領と認めます。」の一文を追加し、令和3年1月請求分より様式を改めた。
R2-指-12	P131~132	指摘	保育課	<p>【教育・保育施設等助成費】 児童処遇・管理費等加算(教材費加算)について</p> <p>教材の購入等に要する経費について、教材費加算分として、3歳クラス以上の子ども一人あたり月額1,000円を加算している。しかしながら、民間保育所運営委託料交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条別表第2は教材費加算について規定していない。</p> <p>交付要綱別表第2に教材の購入を追加するなどして、教材費加算の根拠を明確にする必要がある。</p>	措置済(R4.7)	令和3年3月1日に、相模原市民間保育所運営委託料交付要綱及び幼保連携型認定こども園加算給付費交付要綱を改正し(令和2年4月1日適用)、それぞれ別表第2に「教材の購入」欄を追加することで、教材費加算の根拠を明確にした。
R2-指-13	P133	指摘	保育課	<p>【教育・保育施設等助成費】 消費税仕入控除税額報告書に係る規定の見直しについて</p> <p>相模原市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱(以下「借上げ支援事業補助金交付要綱」という。)第11条は、消費税仕入控除税額報告書(第1号様式)を提出しなければならないと規定している。</p> <p>しかしながら、補助の対象となる経費は消費税法上、非課税取引で、消費税仕入控除税額が該当することはないため、借上げ支援事業補助金交付要綱第11条の規定は不要であるといえる。</p> <p>借上げ支援事業補助金交付要綱第11条の規定を見直す必要がある。</p>	措置済(R4.7)	相模原市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱の補助対象経費は、消費税法上、非課税取引であることから、令和3年4月1日に要綱を改正し、消費税仕入控除税額報告書に係る規定を削除した。

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R2-指-14	P133	指摘	保育課	<p>【教育・保育施設等助成費】 消費税仕入控除税額報告書の未提出について</p> <p>相模原市保育教諭確保のための資格取得支援事業補助金交付要綱で、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)を提出しなければならないこととなっている。しかしながら、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)が提出されていなかった。</p> <p>なお、監査での指摘を受けて当該書類の提出を受けており、補助金返還相当額がないことを確認している。</p> <p>当該交付要綱に従い、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)を遅滞なく提出させる必要がある。</p>	措置済 (R4.7)	<p>消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第4号様式)の提出が遅れていた補助事業者からは、令和2年11月20日に当該報告書の提出を受け、補助金返還相当額がないことを確認した。</p> <p>なお、令和3年度からは、補助事業者に対し、補助金交付申請時及び事業完了後に当該報告書の提出について案内を行い、遅滞なく提出を受けている。</p>

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R2-意-1	P70~71	意見	こども・若者政策課	<p>【子ども・若者未来基金積立金】 基金の使用状況の開示について</p> <p>基金への寄附者などに対する市の説明責任を果たす意味からも、基金がどの充当事業にどの程度使われているのか、具体的な内容をホームページなどでわかりやすく説明することが望ましい。</p>	対応済 (R4.4)	基金への寄附者などに対し基金の用途を明確に示すため、令和3年1月に市ホームページにて基金充当事業の具体的な事業内容について公表し、令和3年7月には各事業への充当金額を公表した。
R2-意-3	P76~77	意見	こども家庭課	<p>【こども家庭相談経費】 こども家庭相談員の属性について</p> <p>こども家庭相談員の委嘱にあたっては総合的に判断しているとのことであるが、こども家庭相談員の属性の多様化についても留意することが望ましい。</p>	対応済 (R7.1)	こども家庭相談員については、募集に当たっては年齢や性別の制限を設けず、選考においては、あくまでも職務への適性等を面接により判断し、採用しており、結果として全員が女性となっている。
R2-意-5	P83~85	意見	こども家庭課	<p>【小児慢性特定疾病医療事業】 小児慢性特定疾病医療費助成制度の啓発について</p> <p>本制度の趣旨とメリットを医療機関等に理解してもらうよう努めることは非常に重要であるが、加えて、養育者にも子ども向けの医療費助成制度の内容を周知し、自分たちに選択肢があることを知ってもらうよう対応を進めることが望ましい。</p>	対応済 (R4.4)	令和3年4月以降、子育て給付課から送付している小児医療証のお知らせに、小児慢性特定疾病医療費助成について掲載し、周知を開始した。

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R2-意-6	P89	意見	子育て給付課	【ひとり親家庭等自立支援事業】 給付金の支給申請期間について 申請期限を受講修了後1ヶ月とすることについて見直す余地はないか、事情があることが想定される申請者のために対応を図る余地はないかを検討することが望ましい。	対応済(R6.1)	令和3年度に、申請期限及び郵送による申請について検討した結果、申請期限は1ヶ月のままとし、令和4年度から全ての申請予定者に対し、郵送による申請が可能である旨を案内することとした。
R2-意-7	P89～90	意見	子育て給付課	【ひとり親家庭等自立支援事業】 高等職業訓練促進資金貸付事業の利用促進について 本事業は高等職業訓練促進給付金の利用が前提となっているため、まずは同給付金の利用促進を図り、もって本事業による貸付金の利用者を増やしていくよう努めていく必要がある。	対応済(R4.4)	令和3年7月の児童扶養手当現況届提出通知送付の機会を利用し、児童扶養手当受給者に対して、広く周知を行うことで、高等職業訓練促進給付金の新規受給者が増加した。
R2-意-8	P93	意見	子育て給付課	【母子福祉資金貸付金】 借用証書の写し等を交付することについて 借受人、連帯借受人及び連帯保証人に対しては、借用証書の写し等は申し立てをすることで交付することができる旨を積極的に周知し、できる限り多くの関係者に借用証書が交付されるように努めていくことが望ましい。	対応済(R4.4)	申し立てをすることで、借用証書の写しを交付できることについては、既に貸付決定時及び償還開始時にすべての関係者に通知しているが、令和3年4月以降は通知の冒頭に記載することにより、更なる周知が図られるよう改めた。
R2-意-9	P93～94	意見	子育て給付課	【母子福祉資金貸付金】 違約金の免除について 違約金の免除申請期限を年度内としているが、免除申請方法のより弾力的な運用が可能かどうかを調査し、借受人が申請しやすい環境を検討することが望ましい。	対応済(R6.1)	各自治体での運用について調査を実施し、検討の結果、令和4年度調定分より違約金の免除申請期限を廃止し、借受者等が申請しやすい環境を整えることができた。

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容（報告書より抜粋）	対応区分 (公表年月)	措置（対応）の内容
R2-意-10	P97	意見	こども・若者応援課	<p>【子どもの権利推進事業】 子どもの権利相談室の周知と活用について</p> <p>今後も本事業の周知を十分に図っていく必要がある。</p> <p>また、たとえば青少年相談センターで実施している相談事業など、他の相談事業との連携を深めることで、相談機会の増加が図られるかどうか検討することが望ましい。</p>	対応済 (R7.5)	<p>青少年相談センター（現：教育相談課）等市内にある複数の相談窓口と連携し、子ども・若者が相談しようと思った時に、相談窓口をわかりやすく見つけられるよう、新たな検索ツール（「こまったときは 相談しよう そうしよう」（※））を立ち上げ、令和7年5月にホームページ上に公開した。</p> <p>各々の相談窓口がこれを周知することで、子どもの権利相談室の周知にもつながるものと考えている。</p> <p>今年度は、青少年相談センター（現：教育相談課）や児童相談所と情報交換会の実施を予定しており、お互いの機関の役割や機能を理解し、さらなる連携強化と普及啓発に務めていく。</p> <p>※子ども・若者が困ったときに、スマートフォンなどを使って二次元コードを読み込み、「学校」「友達」「家族」「自分」などを選択し、困りごとにあった市の相談先を検索することができるものである。</p>

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R2-意-11	P100~101	意見	こども・若者支援課	<p>【放課後子ども教室事業】 放課後子ども教室の開設場所の増設の検討について</p> <p>放課後子ども教室の実施率の高い自治体の状況について情報を収集すること、また、必要に応じて相模原市立小学校の空き教室の状況把握を行う等、情報の把握に努めることが望ましい。</p>	対応済(R4.4)	<p>他政令市の放課後子ども教室事業の実施状況を確認したところ、川崎市、横浜市、さいたま市など5市が実施率100%であり、最も実施率が低い政令市は1%で、20市の平均実施率は61%であった。</p> <p>運営方法は、本市を含めて20市のうち、委託が13市、直営が本市を含め4市、その他が3市であり、その他の内容は、ボランティアによる運営、指定管理制度による指定管理者の運営、運営事業所による運営となっている。</p> <p>運営上の課題としては、人材確保及び人材育成をあげる市が多く、その他、コロナ対応による実施の困難、教室によって実施日数や実施内容にばらつきがある、などの回答があった。</p> <p>相模原市立小学校の余裕教室については、小学校ごとに教室の使用状況が異なることや、少人数学級の実施予定もあり、放課後子ども教室や児童クラブとして使用するためには、各小学校と個別に調整していく必要があることから、今後も児童の放課後の活動場所確保が必要な施設についての情報把握を行っていく。</p>
R2-意-12	P103~104	意見	こども・若者支援課	<p>【放課後児童健全育成事業】 児童クラブ育成料の収入未済について</p> <p>収納率の低下傾向を改善することについては、口座引落率の向上を図ることも一つの方法と考える。収納率の低下傾向を改善するための対応を図っていくことが望ましい。</p>	対応済(R4.4)	<p>令和3年4月から手軽に振替口座の登録ができる、Web口座振替受付サービスを開始し、口座振替の利用率の向上を図っている。</p>

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R2-意-13	P106	意見	子ども・若者支援課	<p>【こどもセンター運営費】 こどもセンター運営委託契約に係る支出命令書について</p> <p>こどもセンター運営委託に関しては、年度当初に規定額を支出し、年度末の委託期間終了後に、精算報告書の提出と精算手続が行われることになるが、上溝南こどもセンターの精算状況を確認したところ、精算報告書及び決算書が市の管理簿冊にファイリングされていなかった。</p> <p>支出命令書作成時に、支出区分は「概算」を選択すべきところ、上溝南こどもセンターのみ「通常」を選択して作成したことにより、その後の事務フローが異なることもあり、精算報告書及び決算書については、別の簿冊にファイリングしていたとのことであった。</p> <p>支出命令書作成時に「概算」を選択するよう課の内規で定められており、内規に従い事務を行う必要がある。</p>	対応済 (R4.4)	支出命令の起案の際に、起案者、合議者及び決裁者が、支払い方法が概算払いになっているか等を確認するためのチェックシートを作成した。
R2-意-15	P119	意見	保育課	<p>【認定保育室補助金】 支援保育対象児童保育費に係る支援保育児童調書について</p> <p>補助事業者より提出を受ける「補助金等交付申請書」に、支援対象児童が在籍する場合は「支援保育児童調書」を添付することになっているが、一瞥したところ、未記入の点が多く不完全な調書であると誤認される可能性がある。</p> <p>選択形式に記載するような様式に変更する必要がある。</p>	対応済 (R6.1)	令和3年度中に選択形式に記載する様式の見直しを行い、令和4年度より見直し後の様式を使用している。

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R2-意-16	P119	意見	保育課	<p>【認定保育室補助金】 収支決算報告について</p> <p>年1回実施している「助成金調査」の際には、収支決算報告と出納帳との整合性をチェックし、必要に応じて領収証の査閲や内容についての質問を実施することにより、収支決算報告の妥当性を検証し、事業の健全性や適正性を確保する必要がある。</p>	対応済 (R6.7)	<p>令和4年度から年度末の実績報告書提出時において、決算書と嘱託医報酬や賠償責任保険等の支払を確認するため、領収書等の添付を求め、決算書と領収書の整合性を確認している。</p> <p>また、保育サービス加算の支援保育対象児童保育費においても、支援児の確認を療育手帳(写)等をもって確認している。さらに、毎年10月から実施する助成金調査(巡回相談)において、再度決算書等を確認するとともに出納帳との整合性をチェックしている。延長保育については、契約書等の確認を現地で実施している。</p>
R2-意-17	P123~124	意見	保育課	<p>【児童福祉事務運営費】 就職促進研修の実施状況の記載明確化について</p> <p>保育士人材確保等推進事業委託においては、研修等の企画・開催をしなければならない。</p> <p>潜在保育士及び新卒保育士等の就職促進研修については、講習2回、実習1回を実施することとなっているが、実習を実施した日、実習場所、実習内容等を確認することができなかった。</p> <p>仕様書に示した業務内容を確実に履行したことを明らかにするために、その実施状況について適切な報告を求める必要がある。</p>	対応済 (R4.4)	<p>令和2年度より研修の実施状況について報告を求めた。</p>

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R2-意-18	P124	意見	保育課	<p>補助金負担割合の明確化について</p> <p>学校法人白峰学園横浜女子短期大学保育センターに補助金を交付するものである。</p> <p>補助金負担割合は、神奈川県35%、横浜市30%、川崎市20%、相模原市10%、横須賀市5%となっており、この負担割合は5区市による調整により、平成15年当時の保育士数の割合で決定したとのことである。</p> <p>平成15年当時の保育士数の割合と現在の保育士数の割合が整合しているとも限らないため、改めて、保育士数の割合を確認するなどして、補助金負担割合の妥当性を確認することが望ましい。</p>	対応済 (R6.3)	神奈川県が令和5年9月に直近5年間(平成29年から令和3年度)の5区市保育士数の割合の平均と現在の負担割合を比較した結果、平成15年当時と現在の保育士数の割合に乖離がなく、妥当性が認められたため、補助金負担割合は従来どおりとする。
R2-意-19	P125	意見	保育課	<p>【児童福祉事務運営費】 支出命令書添付の作業報告書について</p> <p>各四半期の支出命令書を確認したところ、支出命令書には、請求書、作業報告書、契約書が添付されていた。</p> <p>支出命令書には作業報告書ではなく、業務完了報告書を添付するよう事務を改善する必要がある。</p>	対応済 (R4.4)	支出命令書に業務完了報告書を添付し、対応している。

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R2-意-20	P125	意見	保育課	<p>【児童福祉事務運営費】 収支精算書の提出について</p> <p>保育士・保育所支援センター事業委託費において、事業実施報告書と収支精算書が提出されている。しかしながら、契約書に収支精算書の提出は規定されていない。</p> <p>収支精算書の提出が必要なことを契約書に明確に規定する必要がある。</p>	対応済 (R6.1)	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市の共同で実施している事業であることから、令和4年1月の担当者会議において協議を行い、令和4年度から契約書に反映している。
R2-意-21	P125~ 126	意見	保育課	<p>【児童福祉事務運営費】 使用貸借に係る書面の作成について</p> <p>けやき会館4階事務室を「子ども・子育て支援制度事務センター」として、市が公益財団法人相模原市まち・みどり公社(以下「みどり公社」という。)より賃借している。子ども・子育て支援制度事務センターでは、保育所・こども園等の支給認定申請の受付などの保育事務全般を株式会社パソナへ委託しており、賃借物件を同社に使用貸借させている。</p> <p>賃借物件を株式会社パソナに使用貸借させることについて、みどり公社より書面による承諾を得ておくことが望ましい。</p>	対応済 (R4.4)	令和3年度より、賃貸借物件の第三者使用について、賃貸借契約の賃貸人である公益財団法人相模原市まち・みどり公社より書面による承諾を得ている。
R2-意-22	P133~ 134	意見	保育課	<p>【教育・保育施設等助成費】 乳児保育対応加算について</p> <p>乳児保育対応加算については、交付要綱別表第5(1)の算式欄に請求・支払時期が規定されていない。</p> <p>乳児保育対応加算についても、連携園加算、アレルギー児対応加算、保育士等キャリアアップ研修代替職員雇用費加算と同様に、請求・支払時期を交付要綱上、明確にしておく必要がある。</p>	対応済 (R4.4)	令和2年度に要綱改正を行い、民間保育所運営委託料交付要綱及び幼保連携型認定こども園加算給付費交付要綱別表第5(1)の「乳児保育対応加算」欄に請求及び支払時期を追記し、明確化した。

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R2-意-23	P136	意見	保育課	<p>【施設維持管理費】 業者選定過程の記録について</p> <p>園舎清掃業務委託及び防犯カメラ設置委託は指名競争入札によっている。</p> <p>相模原市競争入札参加者選定基準の選定業者数は「業務の種類や特性によりこの限りではないため、適正な業者数を選定する」とこととされているため、当該要件を満たさずとも問題はない。しかしながら、当該要件を満たさない以上は、選定過程を明確にしておくことが求められる。</p> <p>業者選定にあたっては、契約システムに登録している業種でコード分けを行い、市内業者を優先に実績等を勘案するとともに、毎年度同じ業者に偏らないように考慮するなどして業者を絞り込んでいるとのことであった。</p> <p>このような選定過程を経て業者を決定していることに問題はないと考えるが、入札経過表等の文書からは選定過程が不明である。</p> <p>業者選定過程の透明性を高めるためにも、選定過程を記録、保管しておくことが望ましい。</p>	対応済 (R4.4)	当該業務委託に係る指名競争入札における業者選定過程を記録・保管するとともに、令和3年度においては、相模原市競争入札参加者選定基準の選定業者数を満たし、指名競争入札を実施した。
R2-意-24	P137~138	意見	保育課	<p>【施設維持補修費】 業者選定過程の記録について</p> <p>大沢保育園屋上塗装等修繕15,290千円は指名競争入札によっている。</p> <p>相模原市競争入札参加者選定基準の選定業者数は「業務の種類や特性によりこの限りではないため、適正な業者数を選定する」とこととされているため、当該要件を満たさずとも問題はない。しかしながら、当該要件を満たさない以上は、選定過程を明確にしておくことが求められる。</p> <p>業者選定過程の透明性を高めるためにも、選定過程を記録、保管しておくことが望ましい。</p>	対応済 (R4.4)	当該修繕に係る指名競争入札における業者選定過程を記録・保管するとともに、令和3年度においては、相模原市競争入札参加者選定基準の選定業者数を満たし、指名競争入札を実施した。

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R2-意-25	P140	意見	児童相談所	<p>【児童相談所運営費】 タクシー利用に係る契約書について</p> <p>要保護児童の施設への移送や受診のためにタクシーを利用することがある。</p> <p>タクシーの利用にあたっては、平成22年4月1日付で、18のタクシー事業者とそれぞれ別個に相模原市児童相談所におけるタクシーの利用に係る契約(以下「タクシー利用契約」という。)を締結している。</p> <p>平成22年4月1日付の契約書がそのまま引き継がれていることから、タクシー利用契約書には、「暴力団等排除に係る発注者の解除権」や「暴力団等からの不当介入の排除」など、近年契約書に盛り込むべきとされている項目が盛り込まれていない。</p> <p>タクシー利用契約書については一度、内容の見直しを行うことが望ましい。</p>	対応済 (R6.1)	令和4年度より、「暴力団等からの不当介入の排除」に関する項目をタクシー事業者との契約に追加する形で対応した。
R2-意-26	P142~143	意見	青少年学習センター	<p>【青少年学習センター維持管理費】 指名業者の選定について</p> <p>相模原市立青少年学習センター樹木剪定伐採業務を委託している。</p> <p>本委託業務については、指名者数を増やすことや、見積書を複数者から徴取する、指名業者の所在地条件を広げるなど、競争性をより働かせるための対応を図っていく必要がある。</p>	対応済 (R6.7)	令和2年度入札では見積書を複数者(2者)から徴取するとともに、指名業者の所在地を市内全区に広げることにより、競争性をより働かせるための対応を一部行った。 <p>当該業務委託は、落枝や倒木の危険性を考慮した施設の安全管理により生じた業務であり、次回の業務実施予定は未定であるが、今後、同様の業務委託については、「相模原市競争入札参加者選定基準」に基づいた業者選定数を確保することで競争性を働かせるための対応を図る。</p>

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R2-意-27	P143~144	意見	青少年学習センター	<p>【青少年学習センター維持管理費】 総合管理委託等の検討について</p> <p>青少年学習センターでは、施設等管理運営委託として18件の委託契約を締結しており、うち12件は施設設備関連の契約である。</p> <p>青少年学習センターを最小のコストで最大の効果を得て維持管理するために、12件の委託契約のうち同一の契約にまとめられるものはないか、あるいは総合管理委託を導入する余地はないかなどを検討することが望ましい。また、検討にあたっては、単年度契約から長期契約への変更のように、どのような対応を図ればスケールメリットが発揮できるか、さらに、変更の時期はいつにすべきか等を慎重に検討することが望ましい。</p>	対応済(R4.4)	<p>12件の委託契約のうち同一の契約にまとめられる契約を検討したところ、空調機保守点検、自家用電気工作物保守管理、エレベータ保守点検、自動ドア保守点検、消防用設備保守点検、受水槽・高架水槽清掃、建築設備点検、害虫等駆除業務の8件が対象となったため、市博物館での総合管理を受託している株式会社オーチャー相模原支店に8件の業務委託をまとめて見積を依頼したところ、年間見積金額3,300,000円(税込)となった。</p> <p>単一で委託契約を行っている8件のR2決算額は、1,341,280円であり、総合管理委託を行うことによるスケールメリットはないと判断した。</p>
R2-意-28	P147~148	意見	陽光園	<p>【陽光園運営費】 通園バスの委託契約の見直しについて</p> <p>陽光園は肢体不自由のある児童が通所しているため通園バスを運行している。</p> <p>肢体不自由のある児童が通所することを踏まえても、現在の乗車率をみる限り、現在のサービス水準を維持したうえでコストを削減する余地がないかを検討する必要性はあると考える。</p> <p>コストの削減を図るためには、2台で運行している状況を1台で運行することの可否や、現状の運行ルートや運行時間帯の見直す余地があるかについて検討すること求められる。</p> <p>より少ないコストで最大の成果を得られるよう、検討する必要がある。</p>	対応済(R4.4)	<p>医療型児童発達支援センターにおける送迎バスの提供については、実施を義務づけた法令の規定はないものの、これまで福祉型児童発達支援センター(第一陽光園。平成31年に閉園)等と合同で通園バスを運行しており、引き続き利用者があることから、運行を続けている。</p> <p>しかし、自主通園(保護者が送迎)の増加や、民間事業所との併用利用により、通園バス利用回数が減少している状況であり、1台体制の運行が可能なことから、令和3年度から1台運行とした。</p>

令和2年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和7年5月現在)

テーマ「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R2-意-29	P148~150	意見	陽光園	<p>【陽光園運営費】 委託料の精算について</p> <p>発達障害支援センター就労支援事業を外部に委託している。</p> <p>受注者の努力により業務の効率化が図られ、その結果として残金が生じた場合にも委託者である市への返還が生じることとなる。一方、相談対象者数が予定より多く、予算内では業務が終了しなかった場合は、予算を上回った額を受託者が受領する仕組みはないため、その場合、受注者の負担は増加することになる。</p> <p>精算についてはこのような問題を含んでいるため、委託費精算の可否や精算方法、チェック方法等を再検討する必要がある。</p>	対応済 (R6.1)	<p>就労支援事業を、受注者が行う上で事業費が必要なため、委託契約は概算払いとなっている。しかし、具体的な業務範囲の規定が少なく、業務量が増加した際には、受注者が負担する可能性のある内容であった。</p> <p>よって、受注者と十分に協議を行い、令和4年4月1日からの就労支援事業業務委託契約書や仕様書等の条文の見直しを行った。具体的には、受注者からの見積書について、事業別の内訳書も受領し、その事業毎に費用の見積を明記するように改めた。契約書については、5条1項に、「受注者は契約金額の範囲内で業務を行う。」という条文を追加し、第22条の「疑義等の解決」を含め、双方に不利益が生じない契約内容とした。また、具体的な業務についても仕様書の個別事業の項目に「(1)相談事業、(2)就労援助事業、(3)発達障害者の就労に関する啓発活動、(4)その他、発達障害者の就労及び雇用に関し必要な支援」等の項目を明記することにより、事業内容が明確化され確認することが容易になり、毎月の定期報告等を踏まえて、受注者が契約金額を超え負担することのないように見直しを行った。</p>

指摘事項		意見	
措置済	14	対応済	26
未措置	0	未対応	3
合計	14	合計	29